

国指定ななつじま七ツ島鳥獣保護区
ななつじま七ツ島特別保護地区

指定計画書（環境省案）

平成15年8月27日

環 境 省

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

七ツ島特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

国指定七ツ島鳥獣保護区の全域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成15年11月1日から平成35年10月31日まで(20年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①国指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

②特別保護地区の指定目的

国指定七ツ島鳥獣保護区は、石川県能登半島の沖合約24kmの日本海に位置し、複数の無人島と大小の岩礁からなっている。このため、当地域は、人間活動による影響が少なく、4万羽近くのオオミズナギドリが集団繁殖しているほか、ヒメクロウミツバメ、カンムリウミスズメ(以上、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—鳥類(環境省編)」において絶滅危惧Ⅱ類)、ハヤブサ(同絶滅危惧Ⅱ類、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種)などの希少鳥類をはじめとして、ウミネコ、アマツバメなどの鳥類の重要な生息・繁殖の場となっている。

このように、当該鳥獣保護区は特に海鳥類の生息・繁殖にとって重要であり、その全域が海鳥類の生息・繁殖にとって中核的な場所であることから、全域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に基づく特別保護地区に指定し、これら海鳥類の繁殖地の保全を図るものである。

管理方針

- ・当該特別保護地区は、人間活動による影響が少なく、海鳥類の集団繁殖地として重要なことから、繁殖地の環境を現状のまま保全することを基本とする。
- ・自然植生が衰退している箇所については、ネット被覆等の土壌流出防止措置を講じることにより植生回復に努める。
- ・大島の灯台及び避難小屋の改築等が行われる場合には、海鳥類の保護及び繁殖地の保全に著しい支障が生じることのないよう、関係機関との連絡調整を図る。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 24 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	— ha
農耕地	— ha
水面	— ha
その他	24 ha

イ 所有者別内訳

国有地 24 ha

国有林	林野庁所管	— ha	制限林	— ha	保安林	— ha	
		文部科学省所管		— ha		普通林	— ha
	— ha		— ha	その他			— ha
国有林以外の国有地	財務省所轄	24 ha					
		海上保安庁所轄		0 ha (637 m ²)			

地方公共団体有地	— ha	{ 都道府県有地 — ha 市町村有地等 — ha }
私有地等	— ha	
公有水面	— ha	

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	— ha		
自然公園法による地域 （能登半島国定公園）	2 4 ha	特別保護地区	2 4 ha
		特別地域	— ha
		普通地域	— ha
文化財保護法による地域	— ha		

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

七ツ島は、石川県の能登半島の輪島市と同市の北方海上にある舳倉島との中間付近（輪島市から約2.4km）に位置し、東西5km、南北5kmの範囲に点在する小島群である。

なお、七ツ島には名称を付けられた主な島が7島あり、北東部の大島、狩又島、竜島と南西部の荒三子島、赤島、烏帽子島、御厨島のほか大小の岩礁から形成され、いずれの島も無人島である。

イ 地形、地質等

各島とも海岸線から切り立った崖が多く、面積の割に標高が高く、最高点は大島の6.2mをはじめ、荒三子島5.9m、御厨島4.1m、赤島3.9m、烏帽子島3.8m、竜島3.6m、狩又島1.7mとなっており、7島のうち狩又島を除く6島は、頂上部を中心に植生に覆われている。

ウ 植物相の概要

草本植物は、ススキ、ツワブキ、ノアザミ、オオヨモギなどからなる海岸風衝植生群落を中心に、メノマンネングサ、ヒゲスゲ、ハマウド、イタドリなどからなる海岸岩崖植物群落、ハマヒルガオ、ハマエンドウなどからなる海浜植物群落、ヨシなどからなる海岸低湿地植物群落などに大別される。大島、荒御子島、御厨島ではセイヨウアブラナの侵入が見られる。

木本植物はほとんどなく、大島に人為的に植栽されたクロマツ、ヤブツバキのほか、アキグミ、テリハノイバラなどの灌木類がわずかに見られるのみである。

エ 動物相の概要

当地域は、オオミズナギドリ、カンムリウミスズメ、ウミネコ、ヒメクロウミツバメ、アマツバメ、ウミウなどの海鳥やハヤブサの繁殖地となっている。

中でも、オオミズナギドリについては4万羽近くが生息・繁殖し、中部地方の日本海側では最大の繁殖地となっている。

また、これまで134種にのぼる鳥類の観察記録があり、その中には、ウミスズメ、カンムリウミスズメ、ハヤブサ、サンショウクイ、チゴモズといった希少種も見らる。

近年、生息が確認されている陸棲哺乳類はアナウサギとニホンドブネズミの2種のみである。アナウサギは昭和59年に大島に人為的に放された2つがい繁殖しているもので、穴掘りによる営巣環境の破壊と、食害による植生荒廃などにより、オオミズナギドリの繁殖環境等に悪影響を及ぼしている。また、ニホンドブネズミによるカンムリウミスズメの卵等の食害が懸念されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり（国指定七ツ島鳥獣保護区に同じ）

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域は無人島で農耕地がないことから鳥獣による農林業への被害は無いが、ウミネコの急激な増加に伴い、周辺海域で糞によるイワノリ、ワカメ等の海産物に被害が発生している。

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

本特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対

しては、通常生ずべき損失を補償する。

- 5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
 - 特別保護地区用制札 1本（鳥獣保護区制札と兼用）